令和4年度 第430回 千葉地方最低賃金審議会 議事録

令 和 4 年 8 月 2 3 日 1 0 : 5 0 ~ 1 1 : 3 0 千葉労働局 1 階会議室

令和 4 年度 第430回 千葉地方最低賃金審議会

- 1 日時 令和4年8月23日(火) 10:50 ~ 11:30
- 2 場所 千葉労働局 1 階会議室
- 3 出席者(委員)

公益委員

大澤委員、中原委員、大竹委員

労働者側委員

中島委員、野田委員、田中委員、岡田委員

使用者側委員

髙橋委員、今関委員、神田委員、池田委員

4 議題

- (1) 千葉地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について
- (2) 千葉県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について(審議・答申)
- (3) 千葉県特定最低賃金の改正決定について(諮問)
- (4) 千葉県特定最低賃金専門部会の設置について
- (5)今後の審議日程について
- (6)その他
- 5 配付資料

資料 1 千葉県最低賃金の改正決定に関する異議申出書(写)

資料 2 特別小委員会報告書

「特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について」(写)

6 議事内容

会長

ただ今から、第430回千葉地方最低賃金審議会を開催いたします。 本審議会は運営規程第6条に基づき公開で開催することになりますので、 公示いたしましたが、傍聴される方はおりませんことを御報告いたします。 なお、本日の議事につきましては、議事録を作成し、公開することといた しますのでよろしくお願いいたします。 事務局から本審議会の成立について報告をお願いします。

賃金室長補佐

本日は、公益委員の鈴木委員及び下田委員、労働者側の鈴木委員、使用者側の黒岩委員から欠席されるとの御連絡をいただいております。従って、公益委員3名、労働者側委員4名、使用者側委員4名の御出席をいただいておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項に規定する定足数を満たしており、本日の審議会は有効に成立しております。

会長

本日の議事に入らせていただきます。

議題(1)の千葉地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出についてです。

8月5日に開催した第429回本審議会において、当審議会が行った千葉県最低賃金の改正についての答申内容について、千葉県タクシー協会等から異議の申出があったとのことですので、始めに、労働局長から異議申出の取扱いについて諮問を受けたいと存じます。

< 労働局長から会長に諮問文を手交 >

会長

事務局は諮問文を朗読してください。

賃金指導官

< 諮問文を朗読 >

会長

事務局は異議申出書の内容について説明願います。

賃金指導官

6件の異議申出がありました。異議申出書の写しは資料資料 1としてお配りしていますので、詳細についてはそちらを御覧いただきたいと思います。 異議申出の概略について申出順に御説明いたします。

一般社団法人千葉県タクシー協会からは、31円の引上げはタクシー事業に おける賃金支払能力を全く無視したもので到底受け入れ難い。新型コロナウ ィルス感染症の感染拡大の影響は、ハイヤー・タクシー事業においても極めて深刻。輸送人員、営業収入は、徐々に回復してきているが、令和元年比で8割程度までにしか回復しておらず、今後も予断を許さない状況。燃料価格の急激な高騰もあり、経営が危機的状況に陥り、事業の休止・廃止も余儀なくされてきている。多くの事業者が歩合給を採用しており、営業収入の減少により最賃割れを起こした分は事業者が負担しなければならない。最低賃金が31円引き上げられれば、多くのタクシー事業者が事業継続困難な状況に追い込まれ廃業は必至となる。今年度の最低賃金は改正を見送るか、猶予等の措置をお願いしたいとのことです。

千葉県労働組合連合会からは、食料品をはじめ様々なものが値上がりしている。条件の良い東京都に職を求めて労働者が流出し、人手不足や人口減少による地方経済の疲弊が深刻化する。今回の改正額では、低廉な賃金で働く労働者の生活の視点に立った私たちの求める最低賃金額とは大きく乖離している。東京都最賃額と88円の差が温存されており納得できない。労働者の暮らしを改善し、地域経済を活性化させるためには、最低賃金の抜本的な改善、地域間格差をなくし、全国一律で1,500円以上に引き上げることが必要。改正額の上乗せを求めるとのことです

生協労連コープネットグループ労働組合からは、消費者物価の基礎的支出項目は4.4%上昇しており、中央最低賃金審議会の目安額では物価上昇による生計費の支出増を補えない。世界の多くの国では最低賃金を全国一律にしている。組合の最低生計費試算調査では時間給1,500円以上が必要で、生計費は地域間で差がないことが証明されている。一刻も早く時間給1,500円に引き上げることをお願いする。また、このためには、国に中小企業支援の強化を求めていくことも必要。同審議会の目安額に囚われることなく、千葉県の改定額の再考をお願いするとのことです。

自治労連千葉県本部女性部からは、984円では年収ベースで200万円に届かない。物価高騰が続く中、人間らしい生活を送ることができない最低賃金を脱する金額ではないことは明らか。女性の貧困、子供の貧困をなくし、地域活性化、住民福祉の増進、中小企業支援策の拡充という観点からも、全国一律で直ちに1,000円以上、そして早急に1,500円以上に引き上げることを求めるとのことです。

ちば合同労働組合からは、この間の急激な物価上昇を考えれば、今回の最低賃金引上げ額で労働者が生活することは困難。近年、最低賃金に近い水準で働く労働者が増えている。最低賃金が生活に直結する労働者世帯が増えている。日本における最低賃金水準は諸外国に比べて異様に低い状況となっている。千葉地方最低賃金審議会は、最低賃金の大幅引上げの答申を行い、全

国一律かつ時給1,500円とすることを喫緊の最低賃金政策とするよう求めるとのことです。

郵政産業労働者ユニオン浦安支部からは、31円の引上げでは全く不十分。 組合の調査で全国どこでも1,500円以上必要だという結果が出ている。物価高騰の割合も考慮されるべきだが、そもそも労働者の生計費の金額がいくらなのかの議論が不可欠。東京一極集中を是正する観点からの議論が必要。東京・神奈川との賃金格差を放置することは物価高騰の中にあって地域の購買力にも影響を与える。他局では中賃の目安額に上積みして格差是正の努力をしている。山梨、岩手では現在も答申が出ていないが、千葉においても早々と答申を出すのではなく、全国的な状況も踏まえて十分な議論を行い、東京との格差是正を示すべき。最低賃金を東京と同額の1,072円以上とすることを求めるとのことです。

会長

事務局から異議申出書の内容について説明を受けましたが、これについて何か御質問はありますか。

一同「特になし」の声

会長

この異議の申出についていかが取り計らいましょうか。皆様の御意見を頂戴したいと思います。

労働者側委員

今回出された異議申出の内容については、本審議会において、中央最低賃金審議会より提示された目安を充分に参酌しながら、千葉県の経済、雇用の実態等を見極めつつ、改正に向けてこれまで審議が尽くされてきた内容であり、改めて審議する必要はないものと考えます。

会長

使用者側はいかがですか。

使用者側委員

それぞれの意見については読ませていただきました。労働者側からもありましたが、労使双方でこれまで充分議論を尽くした内容ではないかと考えます。最終的には公益の先生方の御提案も踏まえて決定した改正結果であり、

私どもとしては、これ以上の議論は必要ないのではないかと考えます。

会長

労使双方から御意見をいただきました。

今回、異議の申出がありましたが、十分審議を尽くしたうえでの決議でありますので、8月5日の答申のとおり決定することが適当である旨を、本日、答申したいと存じますがいかがでしょうか。

一同「異議なし」の声

会長

皆様の御賛同をいただきましたので、令和4年8月5日付け答申のとおり 決定することが適当である旨を答申したいと思います。

確認のため、事務局から答申文案を各委員に配付のうえ、朗読願います。

賃金指導官

<答申文案を朗読>

会長

答申文案のとおり答申してよろしいでしょうか。

一同「はい」の声

会長

それでは、労働局長に答申文をお渡したいと思います。

<会長から労働局長に答申文を手交>

賃金室長

よろしいでしょうか。

会長

賃金室長、どうぞ。

賃金室長

ただ今、答申をいただきましたので、労働局長から御礼申し上げたいと存 じます。

労働局長

本日は、千葉県最低賃金の改正決定に係る異議申出について御審議いただき、誠にありがとうございました。ただ今、8月5日付け答申どおり決定することが適当であるとの答申をいただきました。本年度の改正にあたっては、コロナ禍の中、物価高騰や国際情勢など、例年になく大変な状況での御審議をいただき、各委員の皆様に敬意を表し、改めて感謝申し上げます。本日の答申を受け、千葉県最低賃金の改正決定を行い、本年10月1日発効に向けて手続きを進めるとともに、改正額の周知徹底と履行確保に努めてまいりたいと思います。本年度の千葉県最低賃金の審議については、本日をもって終了しました。この間の委員の皆様の多大な御尽力に、心より感謝申し上げます。今後は、特定最低賃金について御審議をお願いすることとなります。委員の皆様におかれましては、引き続き御協力を賜りますようお願い申し上げます。本日は誠にありがとうございました。

会長

議題(2)の千葉県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無についてです。 特別小委員会の審議結果について、同小委員会委員長を仰せつかっている 私から御報告申し上げます。

特定最低賃金については、8月2日の第428回審議会において改正決定の必要性の有無についての諮問がなされ、8月3日と22日に特別小委員会が開催されました。そこで改正決定の必要性の有無について審議したところ、資料2の特別小委員会報告書のとおり、7業種のうち、調味料製造業、一般機械器具製造業関係、精密機械器具製造業関係、各種商品小売業及び自動車(新車)小売業の5業種については、全会一致には至らず、改正の必要性有りとすることはできないとの結論に達しました。一方、鉄鋼業及び電気機械器具製造業関係の2業種については、改正の必要性有りと認めました。

以上、特別小委員会運営規程第10条に基づき報告申し上げます。 この報告を踏まえ、今一度、審議会としての意見を伺いたいと思います。 それでは、使用者側の意見を伺いたいと思います。

使用者側委員

これについても、労使で十分議論したうえで、昨日の特別小委員会において、鉄鋼業及び電気機械器具製造業関係の改正について反対はしないという

我々の意見について、公益の先生も含めて皆様から了解を得ましたので、特 段これ以上の意見はございません。

会長

労働者側の意見をお願いいたします。

労働者側委員

特定最低賃金は全会一致が条件とされていることから、5業種については全会一致にならなかったということを大変に残念に受け止めています。一方で、必要性有とされた2業種について御理解いただいたことについては感謝申し上げたいと思います。引き続き、専門部会で金額改正に向けた協議を進めていきたいと考えていますので、よろしくお願いいたします。

会長

本日、特別小委員会からの報告を受け、改めて議論を行いました。やはり、5件については全会一致の結論を得ることはできませんでした。2件については全会一致の結論を得ました。特定最低賃金の改正の必要性については、全会一致が求められていますので、改正の申出のあった7業種のうち、調味料製造業、一般機械器具製造業関係、精密機械器具製造業関係、各種商品小売業及び自動車(新車)小売業については、全会一致ではないことから必要性有りとすることはできない。鉄鋼業及び電気機械器具製造業関係については、改正決定の必要性有りとの当審議会の答申となります。

事務局は、答申文案を準備して各委員に配付してください。

賃金指導官

< 答申文案を朗読 >

会長

それでは、答申文案のとおり答申してよろしいでしょうか。

一同「異議なし」の声

会長

御了解いただきましたので、ただ今の内容で労働局長に答申したいと思います。

<会長から労働局長に答申文を手交>

会長

議題(3)の千葉県特定最低賃金の改正決定についてです。

ただ今、鉄鋼業及び電気機械器具製造業関係について改正決定することを必要と認めるという答申を行いましたので、この2業種の特定最低賃金の改正決定について労働局長より諮問がなされますので、諮問をお受けしたいと思います。

< 労働局長から会長に諮問文を手交 >

会長

ただ今、諮問を受けましたので、事務局は諮問文の写しを配付してください。

会長

確認のため、事務局は、諮問文の朗読をお願いします。

賃金指導官

< 諮問文を朗読 >

会長

議題(4)の千葉県特定最低賃金専門部会の設置についてです。

ただ今、2業種の改正決定について諮問を受けましたので、この後、2業種の専門部会を設置し審議を行うこととなります。この後の事務手続きについて、事務局から説明を受けたいと思います。

賃金室長補佐

特定最低賃金の専門部会委員の推薦公示について御説明いたします。

審議会令第6条第4項の規定により、専門部会の関係労働者を代表する委員及び関係使用者を代表する委員の任命については、同令第3条を準用することになり、関係労働組合及び関係使用者団体に対し、相当の期間を定めて候補者の推薦を求める公示を行う必要があります。相当の期間とは原則として2~3週間程度とされていますので、本日公示し、9月13日(火)までとし

たいと考えております。

会長

関係労使からの意見聴取について、事務局から説明願います。

賃金指導官

最低賃金法第25条第5項により、最低賃金審議会は、最低賃金の改正決定について調査審議を行う場合においては、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くものとすると規定されております。また、最低賃金法施行規則第11条第1項の規定により、関係労働者及び関係使用者の意見を聴く旨と、意見を述べようとする関係労働者及び関係使用者は一定の期日までに審議会に意見書を提出すべき旨を公示するものとされています。公示期間は3週間程度とされていますので、9月12日(月)を期限として、本日、労働局の掲示板に公示する予定です。

会長

事務局の説明に関し、何か御質問はありますか。

一同「特になし」の声

会長

議題(5)の今後の審議日程について、事務局から説明があるとのことです。

<審議日程案を各委員に配付>

賃金室長

ただ今お配りした「令和4年度千葉地方最低賃金審議会 千葉県特定最低賃金審議日程(案)」により、2業種についての専門部会を開催したいと考えております。なお、特定最低賃金の審議にあたっては、専門部会の決議が全会一致の場合には最低賃金審議会令第6条第5項を適用すると、7月12日開催の第427回本審議会で決議をいただいているところです。特定最低賃金においては、全会一致により決定していただきたいと考えておりますが、万が一、全会一致が得られない事態が生じるなどした場合は、本審議会を設ける必要が生じます。委員の皆様には大変お忙しい中恐縮ではございますが、10月20日(木)午後3時から本審議会を開催する予定としています。また、公示によ

って異議の申出があった場合は、11月7日(月)午前10時30分から異議申出 に対する本審議会を開催する予定としています。日程の確保をよろしくお願 いいたします。

会長

事務局から説明があったとおり、専門部会にて全会一致で結審しなかった場合には、10月20日(木)午後3時から本審議会を開催しますのでよろしくお願いいたします。また、異議申出があった場合には、11月7日(月)午前10時30分から異議を審議する本審議会を開催することとなりますので、併せてお願いいたします。

なお、事務局は、審議会の開催について確定後、速やかに委員に連絡願います。

事務局からほかに何かありますか。

賃金室長

1点目は、全国の地域別最低賃金の改正状況について御説明いたします。 改正については、令和4年8月17日17時現在、45局で答申まで出ています。 内訳は、引上げ額が、30円が11局、31円が20局、32円が10局、33円が4局で す。また、全会一致が9局となっています。

2点目は、席置き資料の「令和4年度 業務改善助成金(通常コース)のご案内」リーフレットについてです。業務改善助成金は、一定の設備投資など生産性の向上を実現し、併せて事業場内の最も低い賃金の引上げを図る中小事業主・小規模事業者を支援する助成金です。30円、45円、60円、90円の4コースがあり、助成上限額600万円、同一年度内に2回まで申請が可能など、昨年度から見直しを行い、申請しやすくなりました。今回の最低賃金の改正に伴い、賃金室では、引き続き業務改善助成金の活用を積極的に周知することとしていますので、委員の皆様にも、周知に御協力いただきたいと存じます。

会長

委員の皆様、ここまでで何か御質問等ございますか。

一同「特になし」の声

会長

なければ、審議を終わりたいと思います。

今回をもって令和4年度の千葉県最低賃金改正に係る審議の全てが終了したので、前回御承認いただいたとおり、本日をもって千葉県最低賃金専門部会を廃止することとします。専門部会委員の皆様には大変御苦労をお掛けしました。千葉県最低賃金の改正決定に向けて御尽力いただき、改めて厚く御礼申し上げます。

以上をもって閉会といたします。